

※街なみ環境整備事業パンフレット（国土交通省住宅局）より

■目的

- 住宅が密集し、生活道路等が整備されていない、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善が必要な区域において、住宅や公共施設の整備等の住環境の整備改善を行うことで、ゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を図るもの。

■しくみ

- 市は「街なみ環境整備方針」と、整備方針に基づき公共施設の整備等を盛り込んだ「街なみ環境整備事業計画」を策定する。
- 住宅等の修景を実施する場合、住民は協議会を設立し、整備方針に基づく「まちづくり協定」（又はそれに代わるもの）を策定する。
- 「街なみ環境整備事業計画」や「まちづくり協定」（又はそれに代わるもの）に基づく住宅等の修景や公共施設の整備に対して支援が受けられます。

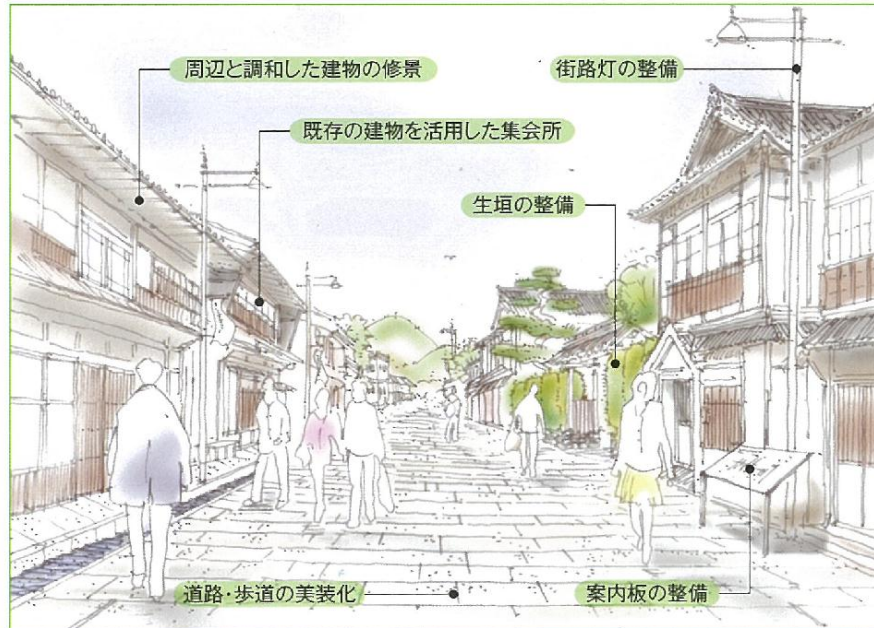
協議会の活動の助成

- 勉強会、見学会、資料収集等

空家住宅等の除却

街なみ景観整備の助成

- 住宅等の修景
（外観の修景の整備）
- 景観重要建造物、
歴史的風致形成建造物の活用
（修理、移設、買取等）



地区内の公共施設の整備

- 道路・公園等の整備
- 生活環境施設の整備
（集会所、地区の景観形成のために設置する非営利目的施設等）
- 公共施設の修景
（道路の美装化、街路灯整備等）
- 電線地中化等

街なみ環境整備事業の流れ

